

令和2年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月8日(水)
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階 会議室
3. 出席委員(農業委員13名)
 - 1番 古川 憲吾
 - 2番 河井 孝之
 - 3番 中田 安義
 - 4番 黒田 球貴
 - 5番 中山 誠治
 - 6番 岩木 國明
 - 7番 梶原 安行
 - 8番 岡 真由美
 - 9番 是佐 恵美子
 - 10番 木浦 紀幸
 - 11番 楨本 健児
 - 12番 山田 政則
 - 14番 河野 義刀

(推進委員11名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	吉田 雅子	平尾 和彦
堀田 良昭	土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴	正木 カズヨ
松井 祥壮				
4. 欠席委員(1名)
 - 13番 沖村 弓枝

推進委員 新竹 睦男 推進委員 倉本 良夫
5. 議事録署名委員
 - 6番 岩木 國明
 - 7番 梶原 安行
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会	事務局 長	松田 成基
	局長 補 佐	河内 光也
	主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主任 専門員	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 幹	小林 公明
(宮島支所)	主任 主 事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
 - 《審議事項》
 - (1) 議案第 1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 《報告事項》
 - (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 報告第 3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
 - (4) 報告第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和2年第1回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員13名、欠席1名、在任委員の過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。委員の欠席は、職務代理者の沖村委員でございますが、女性農業委員大会があるため東京へ出張をしておられるということですので、報告をしておきます。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、6番の岩木委員、7番の梶原委員のご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページ、4ページに内訳、位置図は1ページから4ページになります。 初めに、番号35番、農地の所在地は、友田字溝路、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1, 530平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和11年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号36番、農地の所在地は、吉和字田中原速田河内、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の2, 609平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号39番、40番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p>

	<p>番号 39 番、40 番、農地の所在地は、永原字下中組、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 5 筆の 2,900 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 4 年 12 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に、番号 41 番、農地の所在地は、玖島字老町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 2,875 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 5 年 3 月 31 日までの貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>35 番、推進委員の土谷委員、お願いします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。35 番について、説明します。12 月 17 日に河井委員、職員 2 名とで現地を確認に行きました。これは再設定でありますので、借受人が引き続き申請されたもので、きれいに耕作されておられるので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>36 番、中田委員。</p>
3 番委員	<p>3 番、中田です。36 番について、ご説明いたします。12 月 16 日に岡委員と事務局とで現地に行きました。借受人は、現在、よしわ有機に勤めておられます。それでこの 4 月から独立するというので、吉和地域にも担い手が 1 人増えるということです。</p> <p>大変喜ばしいことだと思います。特に問題はございません。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、三田委員、39 番と 40 番をお願いします。</p>
三田推進委員	<p>一緒に説明をいたします。12 月 17 日に河井委員と土谷推進委員、事務局の計 5 名で現地確認を行っております。今回、借受人は、廿日市の峠でプラムを栽培を行っている代表者ですが、この方が緑肥を栽培するために、農地休耕田を約 3 反を所有者から借り入れるものであります。借受人が作付される緑肥の種類ですが、私は少しわからなかったのですが、ソルガム緑肥用ソルゴーという品種で、例えば、川に自生しております葦に非常によく似たものでありまして、栽培は、その緑肥を刈り取</p>

	<p>って果樹園のプラムの足元に敷き詰めて、納豆菌を散布するという事です。病虫害の防除や肥料として役立てるとのことであります。ただ、背丈が、2～3メートルに成長するものらしく、状況に応じては、あぜ際を2～3メートルぐらい作付を行わないということでありました。緑肥は非常にやわらかく、容易にすき込めるということですので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて41番、堀田委員。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。41番について、説明します。地図については、4ページとなります。12月18日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。本件については、借り受け側が佐伯中央農業協同組合であり、農協の指導員または職員等の研修をするためにビニールハウス等を設置し、振興作物を栽培するという予定です。特に問題もないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それぞれ議案について説明をいただきましたが、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 三田委員、今の39、40の件は、背が高くなるので、周囲の農業をされている方に迷惑をかけてはいけなないので、何メートルかあけるといことですが、そんなに大きくなるのですか。</p>
三田推進委員	<p>3メートルぐらいになるらしいですが、私は見たことがありません。だから、その周りにやはり田んぼをつくっているところが何軒かあるので、そこら辺については相手方にも説明して、3メートルぐらいは植えないということなのです。草は当然刈るといことらしいです。</p>
議長	<p>それは、今栽培しておられる果樹のプラムの中にすき込むと、すごく良いのですか。</p>
三田推進委員	<p>そうですね。秋に刈り取ってそれを束ねて、しばらくして、その暇な時を見て、軽トラックで運搬して敷き詰めるということらしいのです。その後、納豆菌か何か知りませんが、そういうものをまいて腐敗させると、病虫害の発生をおさえるとか、肥料などにして育てるといことらしいですね。最近、若い人はよくそんなことをやっているそうです。</p>
議長	<p>皆さん、ご質問はありませんか。黒田委員。</p>
4番委員	<p>聞いてみるのですが、35番の借受人は呉になっておりますが、あれは通われるのですか。</p>

土谷推進委員	<p>通いもありますが、隣の借受人のいところが管理されているのでしよう。</p>
4 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>《委員より質疑等なし》</p>	
議長	<p>ご意見がないようございます。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、異議はございませんか。</p>
<p>《委員より異議等なし》</p>	
議長	<p>異議なしと認め、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は、5 ページに総括表、6 ページに内訳、位置図は 5 ページ、6 ページになります。 初めに、番号 3 0 3 番、農地の所在地は、永原字上中組、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難であり、農業経営を引き継がせるため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、有償の所有権移転でございます。 次に、番号 3 4 2 番、農地の所在地は、河津原字下本谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は農業経営を引き継がせるため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、無償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 1 0 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしています。 以上で、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を</p>

<p>三田推進委員</p>	<p>お伺いします。 303番、三田委員、お願いします。</p> <p>推進委員の三田です。説明をいたします。位置図は5ページです。永原と玖島の境界付近に当たります。12月17日に河井委員と土谷推進委員と事務局と私の計5名で現地確認を行っております。この件につきましては、兄弟のやりとりの内容でございます。まず、譲渡人が弟ですが、住居地が滋賀県ということで帰る予定がなく、農地の管理ができないということから、譲受人の兄に譲り渡すという申し出があったものです。現場は、非常に雑草や雑木が茂った状態であります。</p> <p>譲受人は、兵庫県在住でありまして、既に退職されまして、自分の生まれた実家が永原にあるものですから、農地の管理などで定期的に帰省されておりまして、草刈りなどに汗を流されておりまして、引き継いだ農地につきましては、農地を少しでも復旧して耕作をする計画があるということでありまして、農地を荒らしておくよりも、少しは耕作していい方向に行くということでありまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>342番、土谷委員。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>推進委員の土谷です。12月17日に現地を確認に行きました。河井委員と職員2名で行きました。これは、生前贈与という形で、譲渡人が親で、譲受人が子で引き渡されるようになっておりますが、親から子へ渡すのは、非常によいことと思っております。これは、耕作されて、続けられるものと思われまして、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>今、ただいま説明がありました。これについて、ご意見等があればお願いします。</p> <p>3条について、ありませんか。 意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をします。</p> <p>続いて、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案としますが、議席番号10番の木浦委員が関連する議案ですので、木浦委員の退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">=木浦委員 退席=</p>

議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は、5ページに総括表、7ページに内訳、位置図は7ページになります。</p> <p>番号352番、農地の所在地は、浅原字堂ヶ原の第2種農地で、登記地目は畑、面積は2筆の287平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、一般個人住宅、住宅用地として利用するための申請ですが、既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途、住宅用地として利用しているため、顛末書が提出をされています。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>352番は、古川委員、お願いします。</p>
1番委員	<p>それでは、1番の古川です。本事案ですけれども、12月16日に正木推進委員と事務局の方2名で現地の確認を行いました。地図は7ページでございます。7ページの地図をご覧くださいますと、もうすぐにわかると思うのですが、今建っております家の周り、これが既に宅地といいますか、住宅の用地としてずっともう活用されております。当該農地について、これは昭和20年代より、今回申請人のおじいさんの代から住宅用地として利用されておまして、現状での利用につきましては特に問題もなく、顛末書が出ておりますけれども、容認せざるを得ないという状況かと思えます。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>

議長	<p>異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をします。 それでは、木浦委員、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">=木浦委員 復席=</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 議案書は、5ページに総括表、8ページに内訳、位置図は8ページ、9ページになります。</p> <p>初めに、番号344番、農地の所在地は、浅原字甘泉野の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の1,064平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うため申請でございます。</p> <p>次に、番号351番、農地の所在地は、宮島町字杉之浦の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の204平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。344番、古川委員。</p>
1番委員	<p>344について、ご報告いたします。1番の古川です。本件につきましては、12月16日に正木推進委員と事務局2名と、行政書士の方の立ち会いのもとで現地確認を行いました。地図は8ページでございます。8ページを見ていただきますと、この該当の農地でございますけれども、数年前よりもう耕作放棄地となっておりますので、今回は太陽光発電の敷設用地として売却をされたものです。</p> <p>現地は、地図を見てもらいますと、元浅原小学校の対岸みたいな箇所でございますが、北側を耕作中の水田、そして南側と西側、上が北ですので、西側につきましては耕作放棄地となってもう数年たっているということで、ササなどが生い茂っているような状況ではございます。立ち会っていただきました行政書士の方です</p>

けれども、その方の説明によりますと、フェンスは設置するということでしたが、防草シート等を行わないと、年に複数回の草刈りを行うということ、あるいは排水等につきましては、現状のものを活用するというございました。現状での設計あるいは計画等にいろいろお聞きしましたが、そのときの説明につきましては、少し疑問が私のほうで残りまして、設置業者へ回答を直接求めるということにいたしました。

12月26日に再度事務局2名と業者の責任者2名の立ち会いのもとで再度現地での説明を受け、現行での最大限での対応策の依頼をいたしました。これは私見ですけれども、設置業者につきましては、施設を設置した後、譲受人が東京の方なのですね。設置されたものを、これは投資の対象として遠方の顧客に販売するということが、これまでのこの会議でも挙がっておりましたけれども、やはりこれは、将来的には、なんらかの問題が起きることが予見できるということもございしますので、非常にジレンマを感じながら、業者の説明をお聞きしまして、現行できる最大限の依頼をするということで、その場は終わりました。本件につきましては、転用の許可、これについてはやむを得ないと考えますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長

351番、山田委員、お願いします。

12番委員

今日は、新竹委員が宮島航路の欠航ということでお休みですので、代わって説明いたします。この件は、12月16日に新竹委員、それと事務局とで現地を確認しております。家と家との間の空き地で、別に駐車場として使用するということですので、別に転用による悪影響はないと思います。問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長

ただいま、地元地区担当委員の説明がございましたが、番号344については、地元委員もなかなかいろいろとご苦勞もあつたようで、再度の現地確認ということも計画されたという説明がありました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いたします。

12番委員

草を刈るといっても、誰が刈るのでしょうか。

1番委員

わかりません。その辺については、契約を結びますということだったので、譲受人が東京の方なので、本当に刈れるのかということですね。そうしましたら、施設の契約の中にその保全に関する部分が入っておりますということなので、それは、設備に関する保全契約ではないだろうというのは、一言言いました。設備ではなく施設そのものだろうとは、言いましたけれども、それがどこまでの範囲かというのは、私の知るべきところではないし、それ以上は、問題になるといけないので、終わりました。

	<p>複数回、3回ぐらいということは言うておりましたけれども、どなたかお願いして刈ってもらうという話ではございました。</p>
議長	<p>古川委員、これは、譲渡人は全然タッチしていないのですか。地元の有志ですけれども。</p>
1 番委員	<p>それはもうないです。今回、これを設置する業者というのは、不動産業者でもあるのです。土地売買の関係で、不動産業も営んでおられるということです。土地として、売買が成立しているという状況ですから、これも何も言えないです。</p>
1 2 番委員	<p>あと問題が起きたらどこへ言えばよいのでしょうか。</p>
1 番委員	<p>誰でしょうか。私に相談があるかもしれません。</p>
1 2 番委員	<p>譲受人は、多分、現地を見ずに設置しているのだろうか。</p>
1 番委員	<p>山田委員のところにも、東京のマンション業者から、投資のために良いマンションがあるのですが買いませんかという電話が掛かってきたことがあるのではないのでしょうか。私も現役中は度々ありましたが、そういう投資の一つとして、もう今、考えられていますので、貯金するよりは良いという考え方だと思います。太陽光に投資されたということでしょう。</p>
1 2 番委員	<p>最近こういう事が多いでしょうね。多くなるのでしょうかね。</p>
1 番委員	<p>多いですね。だから土地を売買した業者は、それで収益は上がるし、設置すれば設置業者も儲かるし、仕事もあるということです。その後、欲しいという人に売却前提でもう契約が成立しています。こちら何も言えないし言うことでもないということです。ですから、今後、数年たったときからぼちぼち出始めて、契約が切れるころ、25年ぐらいは保つそうですけれども、20数年経過した時にどうなるかというのが、各所にこういう問題が出るのではないかと危惧します。</p>
議長	<p>いろいろ難しい案件かも知れませんが、太陽光の計画はきちんとしているということで、太陽光は設置されるということでしょう。その後の管理と周囲のフェンスは設置すると。太陽光を設置した後、防草シートはしないが、草は数回刈るということで、現地は確認されたということでございます。これについて、ほかにありますか。ほかにご質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、お諮りをいたします。</p>

	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は9ページ、10ページ、位置図は10ページから14ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年11月12日から12月10日までの間に受理した5件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号324番、既に前の所有者が農地転用の手続を行わず整地し、農地以外の用途、一般個人住宅として利用していたため、顛末書が提出をされています。</p> <p>続いて番号345番、既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途、露天駐車場として整地していたため、始末書が提出をされております。</p> <p>番号346番、既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途、一般個人住宅として利用していたため、始末書が提出をされております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>324番は、顛末書ね、始末書ね、どちらですか。昔の分は顛末書になっているね。</p> <p>差し換えでどこが変わったのか、さっぱりわかりません。</p>
<p>議長</p>	<p>その点について、法律か何か変わったのか。</p>
<p>12番委員</p>	<p>要するに顛末書が始末書に変わっているのだけど、これが変わったところですか。</p>

事務局	<p>変わったところは、まず最初、報告第1号を見ていただければと思います。訂正箇所は、何か所かあります。まずは報告第1号の見出しですが、農地法第4条第1項8号、差しかえ前は第7号になっていたと思います。</p>
12番委員	<p>前が第7号。</p>
事務局	<p>はい。中間管理機構の法改正により1つ号ずれということが発生しております。</p> <p>2カ所目が、様式の第2号になります。ページでいうと11ページですね。農地法第5条第1項第7号、差し換え前は6号になっていたと思うのです。</p>
12番委員	<p>それで、私が今話していた324はどちらですか。</p>
事務局	<p>古いのが始末書で、新しいのが顛末書です。顛末書が正しい。</p>
12番委員	<p>顛末書が正しい。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>これについて、質疑等があればお願いします。</p>
<p>《委員より質疑等なし》</p>	
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は11ページから13ページ、位置図は14ページから19ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年11月12日から12月10日までの間に受理した7件です。議案の朗読は、省略をさせていただきます。</p> <p>番号325番、前の所有者が農地転用の届出を行わず、農地以外の用途、一般個人住宅として利用していたため、顛末書が提出をされております。</p> <p>続きまして、番号が334番、既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途、一般個人住宅として建築していたため、始末書が提出をされております。</p>

	<p>続いて、番号が338番、過去に転用届が提出されておりましたが、今回の転用目的と相違するため、新たな届出と始末書が提出をされております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について、報告を終わります。</p> <p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告をさせていただきます。</p> <p>議案書は14ページ、位置図は20ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官からの照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号326番、平成2年11月30日付で、宅地、一般個人住宅として利用するため許可済みの案件であり、非農地として処理する旨の回答をいたしました。</p> <p>以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取り消しの専決処理について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いをいたします。</p>

事務局	<p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取り消しの専決処理について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は15ページ、位置図は21ページになります。</p> <p>今月の報告は、平成29年12月15日に受理処分を行ったものについて、令和元年12月2日に処分取り消しの通知をした1件です。</p> <p>議案の朗読につきましては、省略をさせていただきます。</p> <p>番号336番ですけれども、取り消し事由につきましては、資材置き場として利用する計画がなくなり、畑として利用するため、取り消しの申請がなされたということでございます。</p> <p>以上で、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取り消しの専決処理について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。</p>
12番委員	<p>これは2年ぐらいたってから止めていたということですが、畑で利用しているのですが、実際の畑に使われているのですか。</p>
事務局	<p>はい。もう野菜が植えてありました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出の受理処分取り消しの専決処理について、報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。</p> <p>次回の第2回農業委員会総会は、2月5日（水）午前10時から廿日市市役所 7階 会議室です。</p>

（閉会午前11時20分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）
